

○ 貸金業法施行規則（昭和五十八年大蔵省令第四十号）

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>(電磁的方法)</p> <p>第一条の二の二 法第二条第十二項に規定する内閣府令で定めるものは、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める方法とする。</p> <p>一 電磁的方法による提供を受ける旨の承諾若しくは受けない旨の申出をする場合、法第四十一条の三十六第一項若しくは第二項に規定する同意を得る場合又は第三十条の十五第一項若しくは第二項に規定する同意を得る場合 次に掲げる方法</p> <p>イ 「略」</p> <p>ロ 電磁的記録媒体（電磁的記録に係る記録媒体をいう。以下同じ。）をもって調製するファイルにその旨を記録したものを交付する方法</p> <p>二 前号に掲げる場合以外の場合 次に掲げる方法</p> <p>イ 「略」</p> <p>ロ 電磁的記録媒体をもって調製するファイルに情報を記録したものを交付する方法</p> <p>〔2・3 略〕</p>	<p>(電磁的方法)</p> <p>第一条の二の二 「同上」</p> <p>一 「同上」</p> <p>イ 「同上」</p> <p>ロ 磁気ディスクその他これに準ずる方法により一定の情報を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルにその旨を記録したものを交付する方法</p> <p>二 「同上」</p> <p>イ 「同上」</p> <p>ロ 磁気ディスクその他これに準ずる方法により一定の情報を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに情報を記録したものを交付する方法</p> <p>〔2・3 同上〕</p>

<p>(電磁的記録に記録された事項を提供するための方法)</p> <p>第二十六条の六十八 法第二十四条の四十四第二項第四号の内閣府令で定めるものは、次に掲げるもののうち、登録講習機関が定めるものとする。</p> <p>一 「略」</p> <p>二 電磁的記録媒体をもつて調製するファイルに情報を記録したものを交付する方法</p> <p>〔2・3 略〕</p>	<p>(電磁的記録に記録された事項を提供するための方法)</p> <p>第二十六条の六十八 「同上」</p> <p>一 「同上」</p> <p>二 磁気ディスクその他これに準ずる方法により一定の情報を確実に記録しておくことができる物をもつて調製するファイルに情報を記録したものを交付する方法</p> <p>〔2・3 同上〕</p>
<p>備考 表中の「」の記載は注記である。</p>	